

## 金融庁の監督指針改正 経営者の個人保証について

平素は弊社をお引き立て賜り誠にありがとうございます。

さて、今回は来年4月に見直しが見込まれている中小企業における経営者の個人保証について述べさせていただきます。

一般的に、中小企業が金融機関から融資を受ける際に、経営者個人が連帯保証人となることが求められています。

これは、金融機関側からすると、中小企業の信用力を補完することを目的としておりますが、一方の経営者個人にとってはもしもの時に、個人の生活に支障をきたすリスクが大きいという側面もあります。

こうしたリスクが事業承継や企業の足かせになっているという指摘がありました。

こうした背景から、金融庁は監督指針の改正案を発表しました。

参考 URL① ([金融庁ホームページ](#))

参考 URL② ([中小企業庁 経営者保証のガイドライン](#))

### ■ ポイント

金融機関は、保証人に対し次の内容を説明し、その結果を書面又は電子的方法で記録することになります。

① どの部分が十分ではないため保証契約が必要となるのか、個別具体的内容(注)

② どのような改善を図れば保証契約の変更・解除の可能性が高まるのか、個別具体的内容(注)

(注)「経営者保証に関するガイドライン」第4項(2)に掲げられている要素を参照の上、債務者の状況に応じた内容を説明。その際、可能な限り、資産・収益力については定量的、その他の要素については客観的・具体的な目線を示すことが望ましい。

※金融庁『中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針(新旧対照表)より抜粋

以上のように、金融機関が、個人保証を求めるときには、具体的な説明をするように義務付ける内容となります。つまり、個人保証を取ることを禁止しているわけではありませんが、これまで慣習的に個人保証をお願いしてきた金融機関とすれば、手続きが煩雑になることは明らかです。

### ■ 今後の不動産向けの融資

大手企業のように、法人与経営者個人がはっきりしている場合は別として、中小企業においては、個人事業としての側面を持つ法人も多いのが実情であり、金融機関としてもこれまで通り個人保証を条件とすることが継続されると考えられます。

一番の懸念は、金融機関内部の手続きが煩雑となり、融資が消極的になることです。融資を積極的に行う金融機関があることが、不動産市況の活性化を支えていたことを考えると、今後の対応に注視する必要があります。

弊社では金融機関との連携も密にとり、サポート致します。

専門スタッフが丁寧にご対応致しますので、不動産のご相談はお気軽にお問い合わせください。

2022(令和4)年11月  
穴吹不動産流通株式会社  
法人営業部法人営業グループ